

木曽岬町有地売払いのご案内

木曽岬町では一般競争入札で入札者がいなかった以下の物件について、あらかじめ売却価格その他の契約条件を公表したうえで、申込みの先着順により、資格確認ができた申込者に対して随意契約で公有財産の売却を行います。

購入を希望される方は、この案内の内容をご確認・ご承知のうえでお申し込みください。

1 先着順のよる売払いを行う物件

物件番号	所 在	地 番	土 地		備 考
			地 目	地積（実測）	
1	木曽岬町大字 栄	5 番 9 他 1 筆	幼稚園敷地	2,553.49 m ²	

2 売却価格

物件番号 1 金、38,700,000 円

3 申込みができない場合

- (1) 売払い等に必要な書類が整っていない場合
- (2) その土地の利用が、公の秩序又は善良な風俗に反する目的に供すると認められる場合
- (3) 違法行為を行うおそれがあると認められる場合
- (4) 被後見人、被保佐人又は被補助人の場合
- (5) 破産者で復権を得ない場合
- (6) 市町村税等に滞納がある場合
- (7) 未成年者の場合

4 現地説明の場所及び日時

現場説明会は、行いません。

5 普通財産売払資格審査申請書の受付の場所及び日時

申し込みをしようとする者は、事前に普通財産売払資格審査申請書等を持参により提出してください。

ご提出いただいた申込書等については、内容に不備がないかを確認し、適正であると認めるときは、先着順で受理を行います。

なお、第1次受付期間内に二以上の申込みがあり、これを受理したときは、受理日・受理時間にかかわらず同順位で受理したものとして取り扱います。この期間以降の第2次受付期間に同日に二以上の申込があり、これを受理したときは、受理時間にかかわらず同順位で受理したものとして扱います。

※申込書等に不備があった場合は、適正な書類が整うまでは受理となりませんのでご注意ください。

受付場所

木曽岬町役場総務政策課

第1次受付期間

令和4年3月18日（金）午前9時00分から令和4年3月25日（金）午後5時00分

第2次受付期間

令和4年3月28日（月）午前9時00分から令和4年9月16日（金）午後5時00分

6 資格審査

本案内で定められている申込者の資格を有しているかどうか、事後確認を行います。事後確認には一定の日数を要しますので、あらかじめご了承ください。また、事後確認の際に追加の資料の提出をお願いする場合がありますのでご協力をお願いします。

7 契約相手の決定

申込書等が受理され、資格審査で申込資格等の事後確認ができた申込者を契約の相手方に決定します。なお、資格審査で申込資格等の事後確認ができた申込者が複数ある場合、申込者又は代理人によるくじ引きにより契約の相手方を決定します。この場合のくじ引き実施日又はくじ引きの方法については再度連絡します。

8 契約条項

（1）用途地域 第1種住居地域

（2）売却条件等

本件は建築物を建築することを前提とした方への売却を想定していることから、建築物を建築しない用途での申込みはお断りいたします。

落札者は普通財産売払契約締結の日から3年間の間に、次に掲げる用途のいずれかによる建築物を建築し竣工させなければなりません。

ア. 住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿

イ. 店舗、飲食店等、事務所

その他

(3) 用途の制限

落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。

(4) その他

落札者は本件土地における事業運営等について、近隣の住宅居住者に配慮する等、地域との円滑な関係が確保できるよう調整しなければならない。

9 代金支払方法及び期限

支払方法 町が発行する指定の納入通知書により、契約金額の全額（または契約保証金の残金）を納めていただきます。

納付期限 本契約日から30日以内

10 問い合わせ先

〒498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地

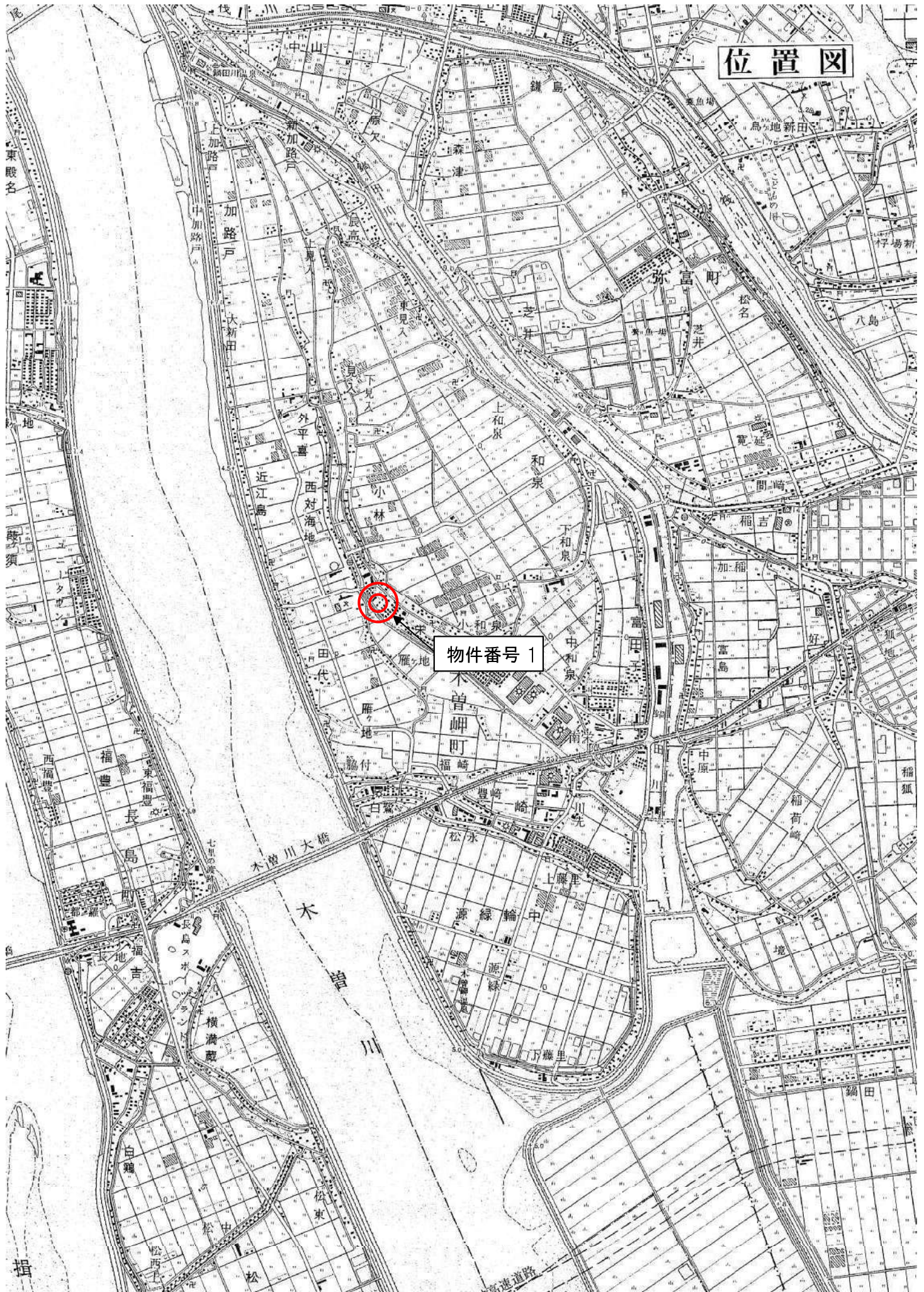
木曽岬町役場 総務政策課

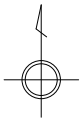
電話番号 0567-68-6100（内線312）

物 件 調 書 一 覧 表

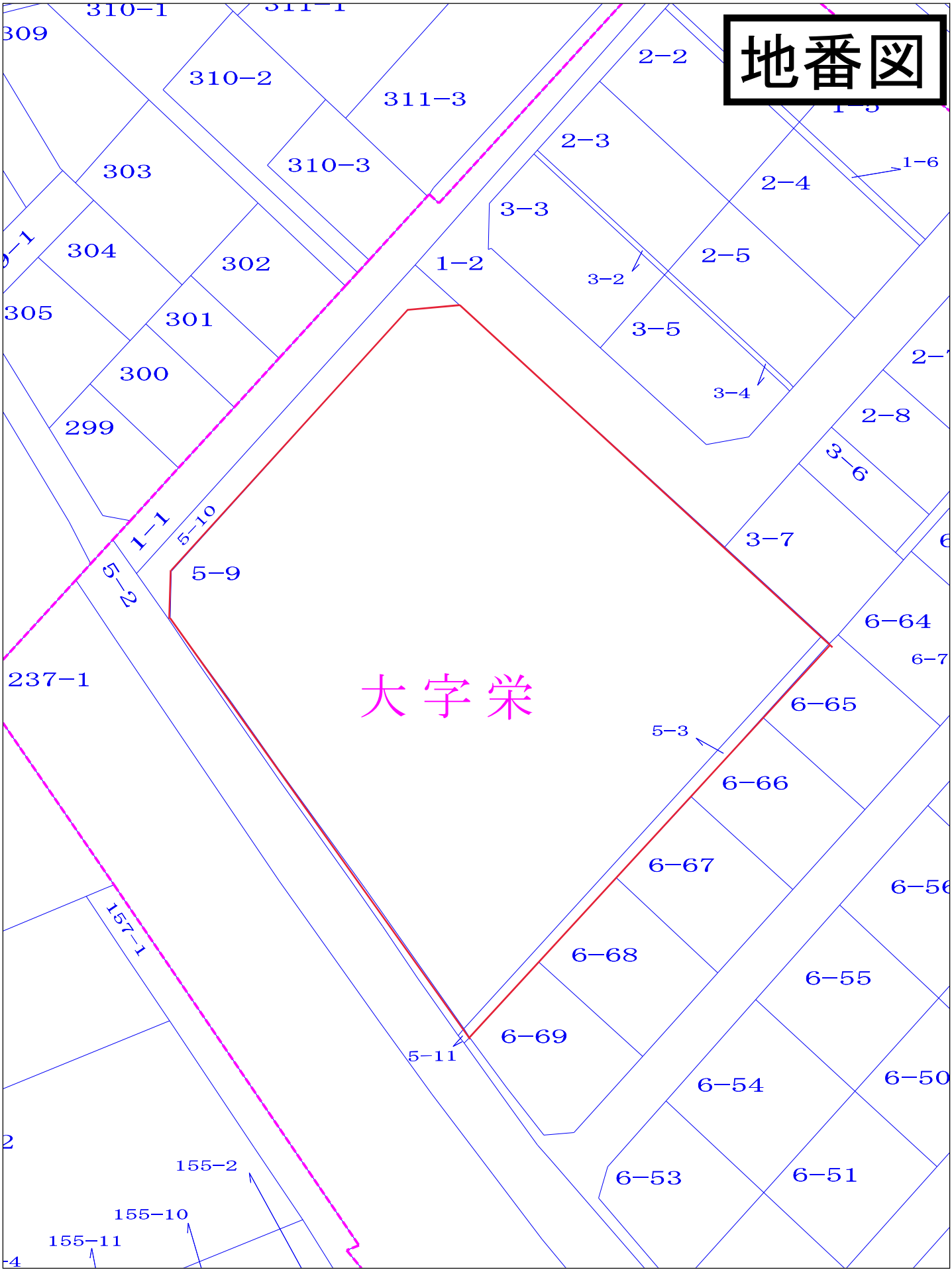
物件 番号	所 在	地 番	土 地			備 考
			登記簿 地 目	登記面積 (㎡)	実測面積 (㎡)	
1	木曽岬町大字栄	5 番 9	幼稚園敷地	2,500	2,500.20	
	木曽岬町大字栄	5 番 3	用悪水路	53	53.29	
	合	計	2 筆	2,553	2,553.49	

位置図





地番図



1:500



物 件 調 査 書

所在地番			木曽岬町大字栄 5 番 9、5 番 3			予定 価格	3 8 , 7 0 0 , 0 0 0 円			
住居表示			無			実測 面積	2,553.49 m ²	登記積 面積	2,553 m ²	
形状		地積測量図 のとおり	高低差	高 (40cm 程度)		現況 地目	宅地	登記簿 地目	幼稚園敷地 用悪水路	
接面道路状況			北側幅員 6 m、東側幅員 6 m の町道							
			西側幅員約 5 m の町道							
法令等に基づく制限	都市計画法		市街化区域							
	建築基準法		用途地域		第 1 種住居地域		高度制限		無	
			建ぺい率		60%		斜線制限		道路、隣地	
			容積率		200%		日影規制		有 (10mを超える建物)	
			防火地域		指定なし(法 22 条区域)					
			その他		無					
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無	負担の内容						
施設整備状況				口径	事業所名			電話番号		
		電気	引込可	—	中部電力(株)桑名営業所			0594-24-5617		
		上水道	引込可	—	木曽岬町役場 建設課			0567-68-6106		
		下水道 (公共下水受益区域)	引込可	—	"			"		
		都市ガス	無	—	—			—		
交通機関		バス	木曽岬町自主運行バス「栄団地前」停留所より東方 200m 徒歩 5 分							
		鉄道	近鉄名古屋線「弥富」駅より北方約 4.3 km (直線距離)							
公共機関 (物件からの 直線距離)		町役場	木曽岬町役場 北西方約 250m			小学校	木曽岬小学校 西方約 50m			
		中学校	木曽岬中学校 東方約 1,000m			消防署	桑名市消防署 長島木曽岬分署 北西方約 5.0 km			
		郵便局	木曽岬郵便局 北西方約 200m			金融機関	桑名農協 木曽岬支店 北西方約 300m			
		医療機関	海南病院 北方約 4.0 km			幼保園	木曽岬こども園 北方約 1,100m			
参考事項		・ 木曽岬幼稚園跡地です。								
		・ 管理のために周辺に設置した杭・ロープなどを含め、現状有姿での引渡しとなります。								
		・ 建物の基礎杭が約 75 本 (L=4.00m×72 本、6.00m×3 本) が残置された現状での引渡しとなります。参考に建築当時の図面と平成 20 年に撮影した航空写真を P.13～14 に添付しております。 (撤去する場合は費用等すべて買受人の負担になります。)								

地積測量図

5-3、-11

土地の所在

桑名郡木曾町大字栄

座標法求積表

地番	⑤ 5-3	Xp	Yp	Xs・(Yp+1 - Yn-1)	距離
NO					
A22		475.079	597.199	-22028.324723	33.192
A23		448.148	551.734	-22412.492235	1.024
A322		477.174	551.551	20724.361023	33.408
A323		474.212	595.502	21660.475528	1.000
				合計	68.624
				地積	0.19

地番	⑤ 5-11	Xp	Yp	Xs・(Yp+1 - Yn-1)	距離
NO					
A121		477.749	620.554	-147.615377	1.024
A2		426.749	620.861	445.151609	0.805
A355		477.174	551.551	166.781905	1.024
A323		428.148	551.234	-446.803556	0.763
				合計	-1.382328
				地積	0.19

座標法一覽表

点名	X座標	Y座標	備考
E1	425.830	513.349	道路幅員コンクリートに印刷
E2	492.439	521.242	道路幅員コンクリートに印刷

境界線の種類	
田	☐
コンクリート杭	☐
プラスチック杭	☒
金属プレート標	☐
金属銅杭	☐
木杭	☐
岡	☐
石杭	☐
金属杭	☐
計算点	☐

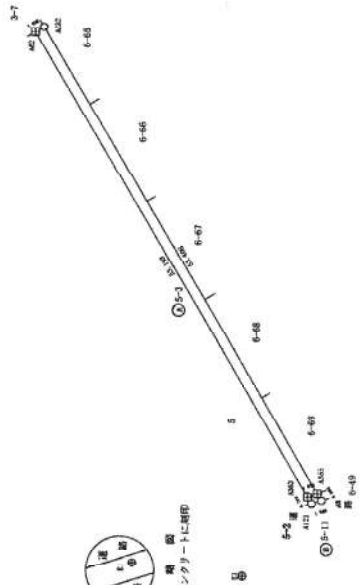
単位：m



測量士印



測量士印



桑名郡木曾町大字加路戸5
土地家屋調査士 諸戸 誠

平成21 年 2 月 17 日(作製)

申請人

木曾町町長 加藤 隆

縮尺

1 / 500

(三重県土地家屋調査士会印)



北西方向から撮影



南西方向から撮影

地積測量図

5-9、-10

桑名郡木曾岬町大字栄

地番

土地の所在

座標法求積表

地番	NO	Xn	Yn	Xn - (Yn+1 - Yn-1)	距離
K131	501.131	507.111	-13917.038142	4.662	
K141	495.151	505.454	7015.628496	51.101	
A003	448.148	521.232	27626.331008	23.193	
A002	472.089	567.190	18522.746001	12.622	
K5	486.896	580.243	-12056.902159	32.655	
A002	517.737	545.331	-11856.601659	3.148	
A181	518.982	537.336	-18278.566140	28.102	
合計			-2006.401131		
合計面積			2800.2001932		
面積			2508		㎡

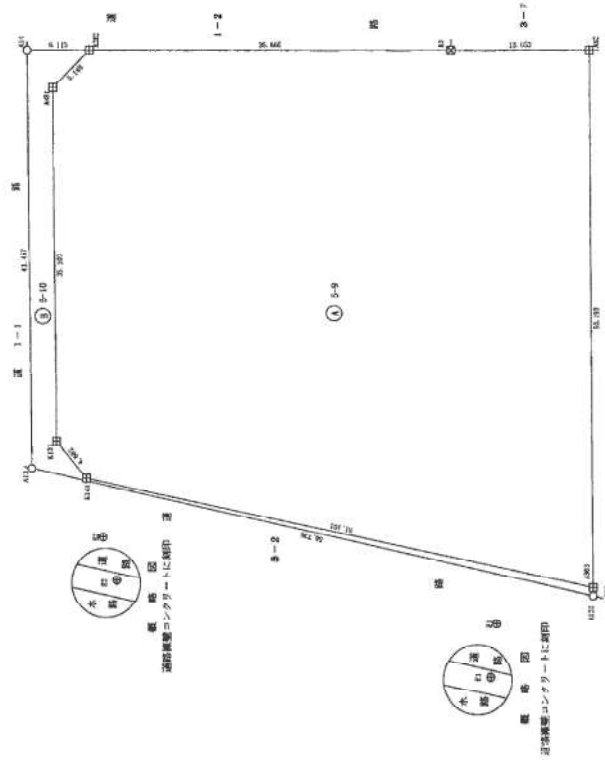
地番	NO	Xn	Yn	Xn - (Yn+1 - Yn-1)	距離
A13	501.891	502.335	-8258.874937	56.756	
A131	447.749	520.252	7897.344511	0.789	
A003	448.148	521.232	-8787.034000	51.101	
K141	495.151	505.454	-7015.628496	4.662	
K131	501.131	507.111	12977.038142	25.102	
A181	518.982	537.336	18278.566140	3.148	
A002	517.737	545.331	996.637725	0.113	
A12	523.023	539.261	-22223.618918	41.457	
合計			-231.564442		
合計面積			140.6221715		
面積			140		㎡

座標法求積表

点名	X座標	Y座標	備考
E1	504.392	512.843	道路境界コンタクトに印刷
E2	492.432	501.242	道路境界コンタクトに印刷

境界線の種類	種類
田	コンクリート杭
田	プラスチック杭
田	金属プレート杭
田	金属板杭
田	木杭
田	石杭
田	金属杭
田	計測点

単位：m



平成21年12月17日作製

桑名郡木曾岬町大字加路戸573番地
土地家屋調査士 諸戸 誠

作製者

申請人

木曾岬町長 加藤 隆

縮尺

1/500

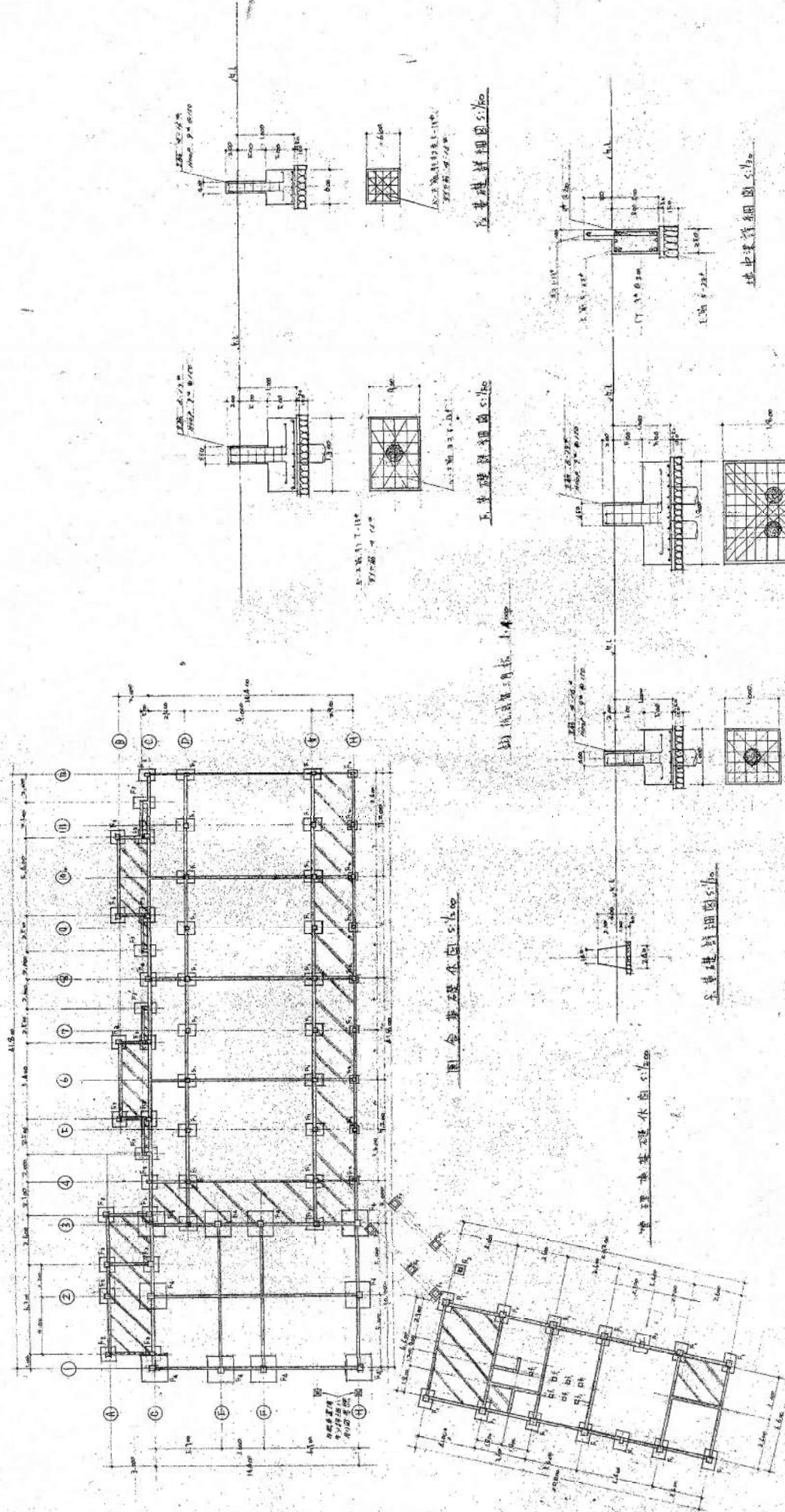
(三重県土地家屋調査士会印)



北東方向から撮影



南東方向から撮影



本図面は旧幼稚園舎建築設計時のものであり、埋設場所及び埋設物の規格等を示したものではありませんので、参考図として利用してください。

設計	井上一敏建築士事務所	所在	種	出	種	別	縮尺	1/100	工事名	土曜日は五ヶ幼稚園設計	工事設計図	No. 25
----	------------	----	---	---	---	---	----	-------	-----	-------------	-------	--------



航空写真
(平成20年)

大字 栄

1:500



普通財産売払資格審査申請書

年 月 日

木曽岬町長 様

住所

氏名

印

電話番号

※申請書の印は、実印（印鑑証明書）と同じものとする。

貴町で行われる、下記普通財産売払いに係る資格の審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

売払物件	
土地利用の目的	
買受後の建設予定	
建築物・工作物の 用途及び規模	
添付書類	
その他	

【添付書類】

1. 個人の場合、①住民票（抄本）、②納税証明書（市町村税に関するもの）

2. 法人の場合、①資格証明書（法人登記簿謄本）、②納税証明（国税・市町村税に関するもの）

*各証明書等は、発行日から3か月以内のものであること。

委 任 状

代理人 住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の物件番号に係る普通財産の買受申込みに関する一切の権限

物件 番号	所 在	地 番	地 目	面 積
1	木曽岬町大字栄	5番9 他1筆	幼稚園敷地	2,553.49㎡

令和 年 月 日

(あて先) 木曽岬町長

委任者

住 所

氏名又は名称
及び代表者名

電話番号 () —

誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先) 木曽岬町長

氏名又は名称
及び代表者名

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴町が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

- 1 現在、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しておりません。
- 2 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 3 個人の場合
暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

法人の場合

役員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。